

令和5年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和5年6月14日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年6月14日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	5番議員	川岸 和花子
6番議員	岡戸 章夫	7番議員	加藤 久幸
8番議員	中根 信一郎	9番議員	吉筋 恵治
10番議員	中根 幸男	11番議員	西田 彰
12番議員	亀澤 進		

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 4番議員 平川 勇

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	鳥居 孝文	住民生活課長	鈴木 知寿

福祉課長	小澤貴代美	健康こども課長	朝比奈礼子
産業課長	長野了	建設課長	岡本教夫
定住推進課長	森下友幸	上下水道課長	鈴木孝佳
会計課長	古川敏勝	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	三澤由紀子	病院事務局長	朝比奈直之

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

- 議案第46号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 森町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 令和5年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第51号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 議案第53号 浜松市と森町との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約の廃止について
- 議案第54号 磐田市と森町との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約の廃止について
- 議案第55号 袋井市と森町との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約の廃止について
- 議案第56号 湖西市と森町との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約の廃止について

議案第57号 建設工事変更請負契約の締結について

< 議事の経過 >

議 長

(吉 筋 恵 治 君) これから、本日の会議を開きます。
会議に先立ちまして、申し上げます。

6月定例会初日の日程第3、「報告事項」において、「令和4年度森町公共三倉簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」と私が発言をしましたが、正しくは「令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」でありますので、発言の訂正をいたします。

併せてサイドブックスの掲載の正誤表により、令和5年6月森町議会定例議会議事日程(第1号)の訂正を行いますので、ご了承願います。

日程第1、「議案訂正の件について」を議題とします。

町長から、議案第57号「建設工事変更請負契約の締結について」、訂正の申し出がありました。

本件について訂正理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) 6月7日に上程いたしました、議案第57号「建設工事変更請負契約の締結について」につきまして、サイドブックスに掲載されております正誤表のとおり、議案1ページ、6行目、「指名競争入札」を「制限付き一般競争入札」に訂正をお願いするものであります。

ここにお詫び申し上げ、正誤表のとおり議案を訂正することをお認めいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) お諮りします。

サイドブックス掲載の正誤表のとおり、議案訂正の件についてを許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議案訂正の件については、訂正を許可することに決定しました。

日程第2、議案第46号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第3、議案第47号「森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」以上、2件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

日程第4、議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子君) 川岸です。お願いします。

まず、改正点の森林環境税が1,000円回収されるということで、令和6年からということですが、それをどのような形で回収していくのかという点。

また、そのことで令和6年からそのように納税の義務が1人1人に起きるということで、森町への森林環境の剰余金というか、そういうものの変更等、どのような金額でというのが国でも言われていて、変更しようとしている動きがあると思うんですけども、そういう点で森町に変更があるのかということを一応伺います。

もう一点が、特定小型原動機付自転車のことですが、令和5年7月1日から変更ということで、それまでの条件とどう変更していくのかということをお聞きしたいと思います。

議 長
税務課長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

(鳥 居 孝 文 君) 税務課長です。

川岸議員の一番目の森林環境税の徴収方法について、一点目をお答えいたします。

この森林環境税につきましては、法律で住民税の例により賦課徴収するという形になっております。ですので今まで住民税の均等割が賦課されていた人に対して、1,000円を上乗せして課税することになります。これは来年の令和6年度からの徴収になりますので、今までの住民税に上乗せした状態で、まず税金をかける形になります。

あと、国から手法としては、森林環境税がいくらかということに記載する・しないは、それぞれの自治体の判断でということ、内訳という形で記載はしてもしなくてもいいよという形の方法になっております。ですので、現在、令和5年の均等割の件数を調べましたら、約9,500件が対象となっております。また、令和6年度につきましては、また実際にどのぐらいなのか不明ですけど、数値としては以上の数字となっております。

議 長
企画財政
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 佐藤企画財政課長。

(佐 藤 嘉 彦 君) 企画財政課長です。

ただ今の川岸議員の二点目のご質問にお答えをいたします。

6年度以降、本町への森林環境譲与税で変更があるかというご質問かと思えます。

これにつきましては、現時点では、例えば令和5年度において、譲与額が全国で500億円となっております。この財源については、地方公共団体の機構の準備金を活用することで、譲与額が500万ということで、それに基づいて市町村、それから都道府県に配分されているという状況になっております。

そして、6年度につきましては、この500億が600億ということで、この600億の財源の中の半分は森林環境税が充当されると。残り半分は、5年度と同様に機構の準備金を活用していくと。

そして、7年度以降は600億で金額自体は変わりませんが、その財源においては、森林環境税というものを充当していくということになっております。

そしてまた、譲与割合について、都道府県と市町の割合の関係でございますけれども、令和4年度と5年度については、市町村で100分の88で、都道府県が100分の12となっております。これが6年度以降は、市町村においては100分の90、都道府県において100分の10ということで、変更がなされるということ伺っているところでございます。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

(鳥 居 孝 文 君) 税務課長です。

川岸議員の三点目の特定小型原動機付自転車の構造が、どのように変わるかということについてお答えします。

7月1日から原動機付自転車のうち、原動機の定格出力が0.6キロワット以下であって、長さが1.9メートル、幅が0.6メートル以下で、かつ最高速度が20キロ以下のものを、特定小型原動機付自転車で区分されます。一般的な名称としては、電動キックボードが対象となります。

今回、税率を規定するにあたり、特定小型原動機付自転車については、構造上車輪の数を制限する規定がないことから、提案のとおり、三輪以上の特定小型原動機付自転車を除くことにより、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロ以下のもに該当することになります。これは原動機付自転車一種と同じ税率区分で、年額2,000円となります。

あと標識については、白色がベースとなり、文字は紺色になりますが、標識の大きさが従来の縦100ミリ横170ミリから、縦100ミリ横100ミリの小型になります。あと、道路運送車両の保安基準に満たしているものとなります。

あと特定小型原動機付自転車は、道路交通法によりますと運転免許は要しないとしますが、16歳未満の者については、運転を禁

議 長
税務課長

止し、運転者に乗車用ヘルメット着用の義務を課すこととしております。

基本的には原動機の定格出力が0.6キロ以下、先ほど言いましたが長さが1.9メートル、幅0.6メートル以下のもので、最高速度が20キロ以下のものが、特定小型原動機付自転車という形になります。以上でございます。

議長
5番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) 一点目の森林環境税のことですけれども、非課税の方はかからないということではないのでしょうか。

あとは内訳は記載しなくてもいいよという達しが来ているということで、森町はどうされるのかということを一応伺います。

あと、今の電動キックボードの件ですけれども、免許が16歳以上なら免許はいらずに、でも、ナンバープレートは必要ということで、そういう意識でいいんだと思うんですけれども、今回、どのような目的でこのように変更になってきているのかというのがわかれば教えていただきたいです。

議長
税務課長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

(鳥 居 孝 文 君) 森林環境税に対して、住民税が非課税の方についてどうなるかということですが、それぞれ地方税法に非課税基準がありますし、同じく森林環境税の法律にも非課税基準が、両方別々な法律ですので、それぞれに非課税基準が載っております。内容を見ますと、地方税の非課税基準と全く同じ内容になりますので、結果としましては、今現在、住民税が非課税の方につきましては、森林環境税は課税はされないという形になります。

次に、森林環境税につきまして内訳を表示するかどうかということですが、当然令和6年度につきましては、森林環境税が新たに追加で課税されますということの案内のチラシは、必ず必要になるかと思えます。内訳を表示するかは、今後検討させていただいて、できるだけ納税される方に対してわかりやすく示していきたい

たいと考えております。

次に、三点目の16歳以上のキックボードにつきまして、免許が不要であるということについてですけれど、これにつきましては、国の政策の中でどういう形で定めたのかということになるかと思っておりますので、政策の中で決めたという形になると思っております。どういうことであるかということが、なかなかお答えできないと考えております。

あとナンバープレートにつきましては、当然公道を走行する車両という形になりますので、その中で保安基準とか道路交通法で取り締まりも当然あります。あと原動機ということで、自分の力以外で動く形になりますので、ナンバープレートが必要だという形になります。以上でございます。

議 長
副 町 長

(吉 筋 恵 治 君) 村松副町長。

(村 松 弘 君) 副町長です。

今の特定小型原動機付自転車のことでございますけれども、今回、お願いしているのは地方税法の改正ということでございます。地方税法の改正に基づいて、町の税条例を改正するというところでございますが、その基になっているのは、道路交通法の改正でございます。説明を読みますと、いわゆる電動キックボードというのが多く見られるようになったということの中で、それについてのルールが明確にされていないということございまして、原動機付自転車からキックボードの部分を抜き出して、新たにルールを作ったということございまして、それに伴って軽自動車税も変更になったということと認識しております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありますか。

7番、加藤久幸君。

7番議員

(加 藤 久 幸 君) 関連になりますけれども、今の特定小型原動機付自転車の件ですけれども、電動キックボードということですが、電動だけに限るのか、エンジン付きはどうなのかということ。

それと、走るところは歩道になるのか、車道になるのか。

あとは、ヘルメットの着用義務。あと原動機付自転車の場合、二段階右折が義務付けられていますけども、この電動キックボードの場合はどういう右折方法になるのか。その辺をお聞かせください。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 加藤議員。

今、審議されているのは、税条例そのもののことであると考えますが、道路交通法そのものは、若干外れているかなというようには思います。もし質問されるようであれば、その中から条例に関わる質問として発言をいただければありがたいと思います。

7 番、加藤久幸君。

7 番議員

(加 藤 久 幸 君) 承知をしました。

それでは、この定格出力のその内容だけ、これは税に関わることだと思いますので、そこをお教えいただきたいと思います。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

税務課長

(鳥 居 孝 文 君) 税務課長です。

加藤議員の定格出力について、お答えいたします。

今回の特定小型原動機付自転車につきましては、0.6キロワット以下という表示しかございませんので、原動機付ではありますが電動が該当になりますので、エンジンのものにつきましては、該当にはならないという形になります。以上でございます。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 先日、町長の提案説明で大きく三つあるよということでありまして、そのうちの三つ目のところで、自動車メーカーによる不正があったということで、そのところの税制改正というところがありました。報道でも言われているので、これは日野自動車の不正が発端になっている話かなと思います。

ちょっとわからないことがあるので教えていただきたいんですけども、一つ目は、確認ですけど今回のこれは、あくまでも日野自動車に対する税制の処置ということによろしいのかということ

との確認。

あと不正したことによって起きた損失、総額は日本全体だと思うんですけど、全体で損失に対してそれをメーカーからきちんと徴収するという事なので、総額に対して従来も10パーセントというペナルティがあったんだけど、今回はそれを35パーセントに引き上げるということは、総額の損失を10パーセント上げることで、長期にわたって支払ってもらおうというのを、35パーセントに上げて短期間で負担を、メーカーとすればそれを払わなきゃいけないので、35パーセントを短期間でそれを返してもらおうというか、徴収するというか、そういう考え方でいいのか。この税制の捉え方を教えていただけませんか。

議長
税務課長

(吉筋 恵治 君) 鳥居税務課長。

(鳥居 孝文 君) 税務課長です。

岡戸議員の一番目の質問で、特定のメーカーに対する措置かどうかということですが、こちらにつきましては、令和4年3月以降に一部メーカーのトラックとバスエンジン用の燃費排ガス試験の不正がございました。これにつきましては、このメーカー特定のものではなくて、今回、特に税条例では特定のメーカーでという形では示しておりませんので、全メーカーが対象になります。

あと二番目の10パーセントが長期で、35パーセントが短期のペナルティという形の負担増なのかということですが、税条例を見ていただくとわかるとおり、単純に10パーセントから35パーセントに引き上げている形になっておりますので、長期、短期的にということじゃなくて、あくまでもこのペナルティにつきましては、納付不足額を徴収する際に、加算する割合を上げているということです。国としましても、この今回の不正につきましては、環境性能による優遇措置が今ありますが、その根幹を揺るがすものでありますし、社会的影響も大きいことを受けて、再発防止策として、加算の割合を35パーセントに引き上げる形になっております。以上でございます。

議長
6番議員

(吉筋恵治君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) わかりました。一番の目的は、今後の再発防止ということで、抑止効果を各メーカーにきちんと示したということで理解いたしました。

実際のところ、こういう改正をしたことによって、森町の中ではシステムの何か変えるとか、影響することというのはあるのでしょうか。お願いします。

議長
税務課長

(吉筋恵治君) 鳥居税務課長。

(鳥居孝文君) 今回の不正については、トラック・バス用エンジンですので、軽自動車ではございません。仮に軽自動車のメーカーに不正があった場合につきましても、当然加算で徴収しますが、あくまでもこれにつきましては、システムの改修するというわけではなくて、自分たちの計算の中で当然対象となる車種がわかりますので、それを抽出して、それに対して35パーセント上乗せしていく。金額も当然わかりますので、35パーセントを上乗せしていくという形で、特にシステムの改修という形では考えておりません。以上でございます。

議長

(吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田彰君) 二点お願いします。

森林環境税ですが、既に前倒しして配分されて、このようなことに使う、学校の子どもたちの教育とかに使うということでやっていますけども、これから実際、町民が1,000円を払うということになりますので、町がどのような使い道を考えているのかを、それを今後しっかり示していかないと、1,000円を払う、何に使っているんだらうなどになってしまうので、その辺をどのように行政側が考えているかがあったら教えてください。

それから今、キックボードのあれが出ておりますが、道路運送車両法に適合されたものということですが、これを町に提出した証明書というか、キックボードが適合かどうかという、それをど

議 長
産業課長

のように確認をするのでしょうか。本体を持ってきてもらって、確認するのか。ただその出した書類だけでオッケーを出すのか。そこら辺をどのように確認をするのか教えてください。

(吉 筋 恵 治 君) 長野産業課長。

(長 野 了 君) 産業課長です。西田議員のご質問にお答えいたします。

今、ご発言のとおり、前倒しで森林環境税については、森林環境譲与税ということで、それこそ温室効果ガス削減の国際的な目標でございますので、それに資する森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するということが、前倒しで森林環境譲与税が町に譲与されています。その中で税の用途については、森林整備を担う人材育成、森林の利用、木材の利用等に関する利用促進、あとは森林に対する理解の普及啓発等々について利用するということになっております。

これまでそれこそ森林環境譲与税については、森林整備の意向調査であるとか、林道の整備であるとか、令和4年度については、小中学校の机、椅子の木材の部分に充当するであるとか、森林環境教育等々について、充当をさせていただいております。概ね譲与された額の2分の1を基金に積み立てて、2分の1をそういったものに活用させていただいております。基金に積み立てるものについては、今後、例えば公共施設等を整備する際に木材を使用するであるとか、今後、利用することに備えて、そのときに財源不足にならないようにということで、基金を積み立てているところでございます。

今、西田議員からご質問があったように、実際に町民から森林環境税を徴収するということになるのと、それだけやはり注目されるということでございます。

今後についてですが、これまでどおり森林意向調査に基づいて得られた結果を踏まえて、森林の公益的機能の発揮のために間伐を進めていくであるとか、それこそ今年度予算に、昨年度の災害

によって事業執行が難しくなったインフラ保全、森林整備、要は電線であるとか、そういったものの近くで森林なり木が倒れたことによって、例えば道路が寸断されるとか、電気が停電になるとかといったことを避けるための森林整備等。あとは森林整備に資する林道の補修であるとか、あとは昨年度に引き続き森林環境教育への充当等を考えているところでございます。これに関しては、これまでもその用途については公表が義務づけられておりまして、広報もりまち、ホームページについて、毎年度用途を明確にして町民等へ知らせているところでございますので、今の西田議員のご発言の趣旨を踏まえて、今後ともそういったこのように使っているよということを、そういった形で皆さんに公表して明らかにしていくことを、引き続き取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議 長
税務課長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

(鳥 居 孝 文 君) 税務課長です。

西田議員の二点目のキックボードの登録にあたって、保安基準が適合しているかどうかの確認ですけれど、こちらについてお答えします。

原則登録するにあたりましては、販売業者の作成する販売証明書に基づいて適合しているということで、それに基づいて登録をいたします。どうしてもそれが無いような形の場合は、特別なことではありますが、ないようなものにつきましては、性能確認、基準を満たしているか否かは、性能確認を受けた車両について、国土交通省で形式リストをウェブサイト公表する予定となっておりますので、そこでどうしても販売証明書が無いようなものであれば、そこで確認して、その中に載っている場合については、登録は可能ですが、載っていない場合については、登録はできないという形で、そこでもう不明でないものということで、明確にして登録する形になります。以上でございます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 森林環境税の関係ですけど、ある材木屋の会長が、とにかく木を利用してもらわないとどうしようもないと。いくらその金を教育といったものや、いろんなものに使っても、とにかく木が売れないことにはどうしようもないと。そこに力を入れてもらいたいというように言っていました。確かに今回の災害においても、山が崩れて、一緒に木がもう本当にひどい状態で、橋にかかるような状態になりました。そういったことで、町としても木を使ってもらおうというPRもしていただきたいなというように思うんですよね。そこらはやはりPRの仕方もあると思いますし、木を使うことに対する補助もこのように出しますよというようなこともやっぱり必要かなと思うんですが、その辺ちょっと考えることがあればお願いします。

それからキックボードの関係は、販売する販売店を信用するしかないと思うんですけど、うちの家の傍の道は狭いところですけど、電動アシスト自転車が、ものすごいスピードで走っていったら自転車があるんですよね。これって本当に危険。電動キックボードもそう。以前、こういう規制がついていないときは、道路をものすごいスピードで走っていった大人がいて、若い衆ですけど。本当に危険だなと思うので、この辺をしっかりとっておかないと、改造されたりしちゃうということもあるので、そういった販売業者にやっぱり徹底してもらおうというようなことも必要かなと思います。

環境税の方だけお願いします。

議長
産業課長

(吉筋 恵治 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

西田議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

今、ご発言あったように、やはり日本の木材が人工林を植林して、人工林がほぼ使用する状態になっているというところであります。

おっしゃるように木材が市場に出て、それがしっかり例えば住

宅等、現在、木材に関しても、今まで高層の建築に木材を使用することが安全基準の中で難しかったのですが、そこがしっかり技術的に進歩したということで、高層住宅等についても、木材が使われるようにはなってきております。

やはり川上・川中・川下ということで、木材の流通に関しては、そういったことを言われるわけでございます。森林整備をすることは、川上。木材事業者が木材市場からそれを使ってやる方が、川中。川下が、例えば住民が住宅メーカー等で木材を補修をするといったこの三つがなかなか揃わないと、今言った良い循環が生まれにくいということでございます。

そういった中で森林環境教育については、やはりその森林の重要性とともに、それが自分たちの身近にあることの心地よさというところをまず理解して、子供の頃に浸透させていくということも大事かと思っております。やはり使用する人の需要がないと木材は動かないので、やはり住宅を建てる時に、今はご案内のように木材が見えない住宅になっておりますので、なかなか難しい部分があるんですけども、やはり木材を使った住宅にしたいという流れというか、そういうものもないとなかなか進んでいかないものですから、そういったところにも力を入れるのかなと思っております。

その中で、今、それこそ川中の方が少し脆弱化しております。出す木はいっぱいあるんだけど、そこがなかなか事業者が少なくなっていて、欲しい木はあるんだけど、なかなか難しいというところも良い循環が生まれにくい原因にはなっております。ですのでやはり行政というか森町としては、今おっしゃったように木を住宅に使うことであるとか、周りに木材を使うことがよりSDGsの関係でもより良いですよとか、あとはその心地よさであるとかということ、広報等を通じてやっぱり訴えていくということは必要かと思っております。

木材を活用することに対して、今、地域材の利用ということで

補助金を用意しておりますが、なかなか伸びないというところがあります。それはそもそもの住宅の件数が、やっぱりコロナ禍もあって伸びていないというところと、やはり経済全体がやはり難しい状況であるというところもありますので、なかなか伸びていない状況でありますけれども、どういったところに支援していくかということについては、より充実した方向には考えていきたいと思っておりますが、それが額を上げることなのか、どういう方法がうまくマッチするのかというのがなかなか難しく、いろんな他市町の例を調べておりますが、うまくいった事例というのはそんなにないというか、そのことによって伸びていったところがないところが実情でございます。しかしながら、今、西田議員がおっしゃった点は重要だと思っておりますので、今後とも研究を重ねて、今言ったような形で、やはり木材が使用される、そのために森林整備が進むといった良い循環が、森町の中でも少しでも見受けられるように検討していきたいと考えております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

(佐 藤 明 孝 君) 佐藤です。

先ほど副町長から道路交通法の改正によるものだというところで、二点目の内容についてお話がありました。まさしく副町長がおっしゃられたように、数ある法律の中でも、道路交通法というのは全くめまぐるしく改正される法律でございます。

その中で質問ですが、ここに書かれております総排気量、定格出力。これは先ほど税務課長の答弁の中で、対象が電動のものとおっしゃられましたけれども、この総排気量も定格出力も、二つともいわゆる電動に対応するものなのか。その点の確認をお願いしたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

税務課長

(鳥 居 孝 文 君) 佐藤議員の質問にお答えします。

定格出力につきましては、単位がキロワットになりますので電

動になりますが、総排気量につきましては、一般的にエンジンの方になります。ですので今回の特定小型原動機付自転車の保安基準若しくは道路交通法の施行規則にも記載されておりますが、定格出力ということで明確に謳っておりますので、電動という形になります。以上でございます。

議長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) ちょっと最後の方がよくわからなかったんですが、定格の方は電動という表現、総排気量というのはいわゆるエンジン系のものというお話だったんですが、対象となるのが定格であるならば、ここに記載されるこのキロワット云々については、定格出力だけ記載があればいいのかなというようにも思ったんですが、その点はどうでしょうか。

議長
税務課長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

(鳥 居 孝 文 君) 佐藤議員の再質問にお答えします。

税法上の規定ですので、当然今までの原動機付一種とか、原動機付二種も電動とかいう形のものがあります。規定上あくまでもそこまで分ける必要はなくて、条例上は総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のものについては、年額2,000円という形で税条例上は規定しておりますので、あくまでそこで分ける必要はないかと考えております。以上でございます。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第5、議案第49号「森町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第6、議案第50号「令和5年度森町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番議員

（加藤久幸君）7番、加藤でございます。

9・10ページ、2款1項5目、財産管理費の5,970千円の中の財産管理経費4,970千円。これは旧静岡銀行の跡地解体工事において、高濃度PCB廃棄物が残っていることが判明したと。その費用であると聞いております。これについては、高濃度、低濃度とあると思いますけども、昭和43年に発生したカネミ油事件を機会に、このPCBの毒性が大きな社会問題になったということで聞いております。このPCB廃棄物について、お尋ねをしたいと思います。

議長
総務課長

（吉筋恵治君）平田総務課長。

（平田章浩君）総務課長です。

加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

こちらで予算を上げさせていただいているものでございますけども、旧児童館、それから旧静岡銀行森町支店にございました蛍光灯の安定器に使われております高濃度PCBがございましたので、旧児童館で49.25キログラム、旧静岡銀行森町支店で57.55キログラムございましたので、こちらの処分ということで手数料3,265千円。それからそれを運送業者に北九州の処分場まで運んでいただく運送料ということで、こちらが1,705千円でございますので、こちらの予算を計上させていただいております。以上です。

議長
7番議員

（吉筋恵治君）7番、加藤久幸君。

（加藤久幸君）蛍光灯の安定器ということでお伺いをしました。この廃棄物の処分の期限もあると思うんですが、私の調べた中では令和9年3月31日までに処分をしなければならないということで、これは高濃度、低濃度とは違うと思いますけども、

議 長
総務課長

ここで言われているのは、高濃度ということで毒性も強いということで大変危険なものかと思しますので、その処分の期限というのは、法的にいつまでになっているのか。

それとPCB廃棄物の処理施設というのは全国5か所あると思うんですが、北九州ということで聞いていましたけども、もう少し近いところでは処理はできないのか。その辺をお伺いしたいと思います。

(吉 筋 恵 治 君) 平田総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。加藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

こちらの高濃度PCBでございますけども、PCBは発見された場所から移動させてはいけないということに、運送専門の運送業者以外でなければ動かしてはいけないということになっておりますので、現在、旧児童館と、それから旧静岡銀行のそれぞれ別々に、旧児童館と旧静岡銀行の方に置いてございます。こちらの建物の解体につきましては、今年度の当初予算でもって予算を採決をしていただいております。今年度に建物を解体をするという事業でございます。それに着手した中で発見をされました蛍光灯の安定器でございますので、速やかに処理をする必要がございますので、今回の6月補正で上げさせていただいて、速やかに処理をしていくというものでございます。処分の法律の期限内でございますので、処理をしていただけるということでございます。

議員質問の法律上いつまでかということについては、今、私は把握をしておりませんが、今年度であれば処分をできるということで、速やかに処分をしたいということで予算を上げさせていただいてございます。

それから場所につきましては、こちらが豊田事業エリアということになるわけでございますけども、こちらの高濃度PCBにつきましては、森町であれば北九州でしか処分できないということになっておりますので、遠方ということにはなりますけども、こ

これは基準に沿って、森町ではこのエリアでは北九州以外では処理できないものですから、静岡県内の運送業者さんにそちらまで運んでいただくということでございます。以上です。

議長
7番議員

(吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) よくわかりました。

現在動かしてはいけないということも聞きましたけども、そのPCB廃棄物はどういう状態で保管されているのか。安全であると思うのですが、何か囲い等をしているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長
総務課長

(吉筋恵治君) 平田総務課長。

(平田章浩君) 総務課長です。

現在の高濃度PCBの状態でございますけども、先ほど答弁したとおり、置いてある場所は、旧児童館、旧静岡銀行と別々に置いてございます。

こちらについては、「JESCO」というところが処理をする業者さんでございますけども、町で「JESCO」から専用の容器を購入して、ドラム缶ですけども、その専用の容器にそれぞれの建物の中で保存をしているといったような状態でございますので、液漏れ等々で建物の外に出て安定器から外に出ていくというようなことがないように適正に管理をしております。以上です。

議長

(吉筋恵治君) ここで、しばらく休憩します。

(午前10時29分 ~ 午前10時40分 休憩)

議長

(吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君) 佐藤です。

10ページをお願いします。健康こども課の3項目について、お伺いいたします。

まず0002のところ、健康管理システム更新事業委託料についてをお伺いします。

ここのご説明のときに、全国規模のクラウド基準に移行というお話がありました。まず、このクラウド基準とはどのような基準なのかということ。更に、金額的にもかなりの金額が計上されておりますけれども、これにつきましては県との共存的なものではできなかったのかどうかといったところも併せてお伺いしたいと思います。

そして、二点目です。0008と0009に書かれておりますコロナのワクチン接種の関係ですが、0008は接種体制確保事業となっております。そして、0009は接種事業となっております。このそれぞれの事業の違いというのを、まず簡単に説明していただきたいと思っております。

そして、0009の接種事業については、森町病院の他に町内外の開業医さんとも締結等して実施をしていただくというお話だったのですが、町内外とは範囲的にはどこら辺までを指しているのか。これらの点について、説明をお聞きしたいと思います。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

佐藤議員のご質問にお答えします。

まず9・10ページ、4款1項1目の保健衛生総務費、0002保健衛生総務費でございます。健康管理システムの更新業務委託料について、その中でクラウド基準とはどのようなものかというご質問だと思います。

これにつきましては、まず国で地方公共団体の情報システムの標準化というものを進めております。それが法律に基づいて進めているんですけども、対象業務が20個ございまして、そのうちの一つに健康管理システムが入っております。健康管理システムを、国が決められた標準化に従って、そのシステム内容を国が示している標準化システムに変えていかなくちゃいけないというところになっておりますが、それを令和7年度までに、このクラウドシステムに載せていくという形になります。国でこのクラウドを作

っていく形なんですけども、そのクラウドという言葉が分かりにくいかと思いますが、デジタル庁が整備する複数のクラウドサービスを国で作って、そこに町が選んで基準を定めていくという形になります。

予算的なところで言いますと33,000千円という形ですが、県との共存ができないかどうかという形ですが、これにつきましては、町のシステムとなっておりますので、それを県と共同してという形では元々ないものですが、各市町でそれぞれこういうシステムを持ってありますが、それを国が一つの標準化にまとめていくという形になりますので、県との共存はないという形です。

それから、0008新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、それと0009新型コロナウイルスワクチン接種事業のこの違いということでございます。

0008の接種体制確保事業につきましては、ワクチン接種に係る準備のものです。例えばここに書いてございますけども、職員の諸手当であるとか、集団接種をやるときの人材派遣の委託料でありますとか、接種するための準備のもの。それから接種する際にかかる費用について、この接種確保体制事業に挙げております。0009につきましては、接種事業ということで、実際にこれは接種をしたワクチン接種代という形になりますので、委託料でありますと、町内外の個別の医療機関への支払い。それから負担金につきましては、公立森町病院での接種の負担金となります。

それから三点目の0009のワクチンの接種事業につきまして、町内外の開業医ということの範囲はどこまでかということでございますけども、これにつきましては、全国どこでも接種ができるという形になっております。それはもう接種が始まったときからそういう形になっておりまして、例えば県外で受けても、その接種費用につきましては国保連合会への請求を上げて、それを町が支払いをするという形になりますので、範囲につきましては、全国どこでも受けることができるようになっております。近隣ですと

袋井市、それから磐田市、掛川市の個別接種ができる医療機関につきましては、それぞれの医療機関で例えばかかりつけである人とかを受け入れておりますので、そういった方が近くでは受けているような形になります。以上です。

議長
3番議員

(吉筋恵治君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 0008、0009は、了解でございます。

0002のシステムの更新の関係ですが、国が示している何かシステムの中身としては、対象が10個ほどあって、そのうちの一つがこの健康管理システムだということで、国が示している標準に各市町がそれに合わせるというお話だったんですけれども、これは合わせるということのその事業作業で、これだけの金額がかかってしまうということなんでしょうか。

議長
健康こども
課長

(吉筋恵治君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子君) 健康こども課長です。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

この今回の健康管理システムの更新業務委託料につきましては、標準化システムへの移行の部分の費用ではないということです。提案理由の中でもご説明をしていたと思いますけども、今、健康管理システムを入れております業者さんが、標準化仕様ができないというお答えをいただきまして、標準化につきましては義務化になっておりますので、どこかできる事業者を探さなくちゃいけないというところで、新しい事業者を見つけまして、そこに変わるという形になりますが、その更新の作業の委託料とかという形になりますので、今の健康管理システムを例えばA社としましたら、B社に移すという形の金額になっております。以上です。

議長
3番議員

(吉筋恵治君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 今のお答えによりますと、ちょっと悪い言い方かもしれませんが、国が勝手に基準を決めて、それに合わせてやってください。しかし、現に対応している業者が、今それはできないということで、別の業者にそれを委託する。そのよう

なことになりますと、国がそれらを扱ってくれる業者というのは、何ら紹介等もなかったというような解釈でいいのでしょうか。これを最後の質問にします。

議長 (吉筋恵治君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子君) 健康こども課長です。

議長 佐藤議員の再質問にお答えします。

これにつきましては、国からこの事業者が適当だよということについては、一切何もありません。どのぐらいの割合かわかりませんが、今もう既に健康管理システムをほとんどの市町では入れていると思いますけども、そのまま移行して標準化にするというところが多いかと思います。ただ業者の中では、先ほど申し上げましたとおりにできないというところも、対応ができないよというところもありますので、それにつきましては、別の業者を自分たちで探すという形になりますが、森町につきましては、元々基幹系が日立の情報システムを使っておりますので、日立の情報システムに理解があるところで選択をさせていただきまして、新しい事業者を選んだという形になります。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 2番、清水健一君。

2番議員 (清水健一君) 清水健一でございます。

先ほどの同じく10ページで、先ほどの町有施設廃棄物等処理手数料について、先ほど加藤議員からありましたけども、関連質問として聞かせていただきたいと思います。

町有施設廃棄物等の手数料というのは、今の説明の中で、危険物ですからこういう補正が必要だねというのはわかりました。それは理解をしております。しかし、旧静銀であり旧児童館であるという、もうわかっている施設の中で、そうするとそれを廃棄をするというときに、例えば危険物というのは、一番最初に調査をするのではないかなと、私としては単純に思ったわけです。今回、それが抜けていたのか。それとも、それ以上に細かい小さいところでの漏れがあったのか。ちょっとその辺を確認をしたいと思い

議長
総務課長

ます。

(吉 筋 恵 治 君) 平田総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

旧静岡銀行・旧児童館の電気設備につきましては、中部電気保安協会の保安検査によりまして、P C Bの含有の確認をしてもらう体制になっており、その調査において、発見はされておられません。

今回、発見されました高濃度P C Bにつきましては、先ほど答弁させていただきまされたけども、蛍光灯の安定器の中に入っていたというものでございます。こちらについては、中部電気保安協会で検査をする対象にはなっておりませんので、中部電気保安協会が検査する対象物ではありませんでしたので、中部電気保安協会の管轄範囲においては、P C Bがないということで当初予算に盛り込んでいなかったということでございますけども、今年度に入りまして、蛍光灯の安定器にも含まれている可能性があるというようなことの中で、直接うちの方で調査をし、確認をしたところ発見をいたしましたので、今回の補正予算の計上となってございます。

清水議員おっしゃるとおり、昨年度中に確認、調査をできなかったのかということに関しましては、私達の勉強不足の部分もあったかと思っておりますけども、中部電気保安協会にやっていただいていたものが、それで全て確認できていたというような認識をしておりましたので、発見することが少し遅れてしまっ今年度に入っているといたような状況でございます。ただし、安定器にP C Bが含まれているかどうかというものについては、確実に安定器全てにP C Bが含まれているわけではございませんけども、その一部の安定器にP C Bが含まれているということで、うちのものが対象かどうかということを確認させていただいて、対象の安定器について、今回処分するといったものでございます。安定

器の状態については、中部電気保安協会に確認をして、幸い漏れ等の発生をしておりませんので、うちの安定器で健康被害が出ているといったことがないということで確認をしておりまして、現在、それぞれの建物で専用の容器で保管をしているといったような状況でございます。以上です。

議長
2番議員

(吉筋恵治君) 2番、清水健一君。

(清水健一君) 答弁ありがとうございます。

職員の方で、そのように安定器は大丈夫かねというように提案があったということのようにお伺いをしました。大変素晴らしいなと思いますけども、先ほど課長が言われたように、これがもう少し早い時点での気づきとなっていれば良かったかなという。基本的に今これを質問させてもらいましたけども、業者さんとのコミュニケーションも含めて、それからあと今後またこういう町有施設の廃棄をされるときに、これは一つのマニュアルになるのではないかなと思いますので、町有施設をまた廃棄するときのマニュアルとして、ぜひ記入をしていただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

議長
総務課長

(吉筋恵治君) 平田総務課長。

(平田章浩君) 総務課長です。

清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回、こういうことで発見をしたということでもあります。こちらのPCBにつきましては、昭和47年から使用が禁止をされたものですから、昭和47年以前の建築された町有施設には、こういった蛍光灯のその中の安定器に含まれているというようなことにつきましては、速やかに総務課から通知をして、それぞれ所管の課に蛍光灯の安定器にPCBが含まれているかどうかということ速やかに調査をしていただき、PCBが含まれていれば、速やかに処分をするということで進めていきたいと思っております。以上です。

議長

(吉筋恵治君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 関連ですけど、両建物ともだいぶ古いということで、今、PCBが出たということですけど、アスベストは大丈夫でしょうか。

そしてちょっと関連になりますけど、児童館に並んで西側に民家があります。だいぶ傷んでいる民家が、空き家になっているようですけども、これは児童館を取って駐車場にするとか、他の使用をするというときにもちょっと心配になるんですけども、行政側としてその所有者に何らかの意向を聞いているかどうか。壊すのか、どうするかと。そういうことを知っているのかどうか、ちょっとわかればお聞きしたい。

議 長
総務課長

(吉筋 恵治 君) 平田総務課長。

(平田 章浩 君) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

一点目のアスベストでございますけども、調査の中ではないということになっております。西田議員おっしゃっているとおり、古い建物でございますので、解体をし始めて、解体したときに中から出てくるということがありますので、今現在の調査においては無いということでございますけども、今言ったように解体途中に現場から出てくるということはあるのかなということで、こちらは考えながら解体を進めていきたいと思っております。

二点目の旧児童館の西側の建物の件でございますけども、所有者の方とお話をし、建物については、西側の建物を解体をしていただけるということですから、現場を見てもみますと、西側の建物が少し傾いて、児童館に寄っかかっているような感じに見えますので、秋から解体を進めていきたいと考えておりますけども、その前に解体をしていただきたいということで、所有者さんとはお話をしております。以上です。

議 長
11番議員

(吉筋 恵治 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) アスベストがもし出たとなると、また補正追加ということになるんでしょうか。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 平田総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをします。

出る可能性があるということで、発言をさせていただきました。出た場合にどのぐらい出るかという量にもよるとは思いますけども、現在の予算の範囲でアスベストの処分も含めてできればと考えておりますけども、それについては、アスベストの出た量によって補正をお願いしなければいけないことが出てくる可能性とすれば、そのようなこともあるかなと考えております。以上です。

議 長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) そうすると、もう少し丁寧に建物をちょっと調査をした方がいいのではないかなと思いますが、それはやらないということでもいいんですか。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 平田総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをします。

建物については既に調査をし、アスベストがないということで進んでおります。調査はしてございます。ただし、先ほども言ったとおり、古い建物で解体をしてみないと、古い建物でありますと、解体をしたときアスベストが出てくるという事例が民間の解体工事の中でよくある話でございまして、それを私が発言したということで、今アスベストがあるかという、調査の結果、無いというのが結論でございまして。以上です。

議 長
1 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 1 番、増田恭子君。

(増 田 恭 子 君) お願いします。三点ほどお願いします。

説明書の11・12ページ、8款2項3目、道路新設改良費。こちらが、町道本町城下線の法面対策工事に入っていくということで説明を受けております。こちらの工期をまず教えていただきたいと思っております。

二点目になりますが、13・14ページ、10款6項3目、文化振興

費の中の文化振興総務経費の2,292千円。こちら藤江勝太郎氏をテーマとした文化講演会開催経費と伺っておりますが、文化講演会の具体的な日時、場所が決まっているかどうかを教えてください。それと、講師の方はどなたに依頼するかという予定があるかどうかというのを教えてください。

それと同じ場所になりますが、森町の偉人PR動画作成委託料ということで計上されています。こちらは藤江勝太郎氏、鈴木藤三郎氏のPR動画を作成していくということで伺っています。今後のことになりましたけれども、他の森町の偉人の方に対するPR動画の作成とかということも、今後、事業として考えているかどうかを教えてください。

最後になります。10款6項3目、0003東アジア文化都市2023杭迫柏樹展覧会事業の2,111千円のところです。こちら開催時期、会場等が決まっているようでしたら教えていただきたいです。お願いいたします。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただ今の増田議員のご質問にお答えいたします。

11・12ページ、8款2項3目、道路新設改良費、町単独道路改良事業の町道改築工事ということで、町道本町城下線の法面対策工事の工期につきましてのご質問でございます。

現在、同じ場所で下水道の工事をやっています、4年度の繰越でやっておりますけれども、こちらの工事が8月末日ということで伺っております。それから、その下水道工事が終わった後に舗装の復旧工事にも入ってくるという状況になるかと思っておりますので、その辺の工事との調整をしながら工期は考えたいと思っておりますが、ざっくりと言えば、8月から年度末の3月までを工期として設定したいと考えております。以上です。

議長
社会教育

(吉 筋 恵 治 君) 三澤社会教育課長。

(三 澤 由 紀 子 君) 社会教育課長です。

増田議員の一点目の質問にお答えします。

初めの質問は、文化講演会の日時ということでございました。こちらにつきましては、文化会館大ホールを予定しておりますが、大ホールが確保できております10月28日土曜日か、29日日曜日のどちらかを考えております。

内容につきましては、講師を含めた内容でございますが、現在、社会教育課で編集作業を進めております茶業史の編集員で、藤江勝太郎氏の部分の執筆を担当されております、樺島彩波氏による講演会を計画しております。樺島さんは、奈良女子大学大学院博士後期課程2年で、台湾茶の研究者であります。台湾で2年働いた経験があり、台湾茶芸師の資格を取得されております。台湾茶とともに、台湾茶業改良場の初代場長を務められました藤江勝太郎氏についても研究をされておまして、先日5月20日・21日に開催されました町並みと蔵展では、山崎家の蔵を会場に、台湾茶の提供と藤江勝太郎の功績について、解説を行っていただきました。藤江氏が日本や台湾の茶業の発展に尽力された森町の偉人であるということが、茶業史の編集を通じて明らかになってきましたので、こちらの功績について、これまで町民にはあまり知られてこなかったこともあって、改めて顕彰していくものとして講演会を開催させていただきます。

それから次に、二点目についてです。PR動画を他の偉人について計画があるかというご質問だったかと思えます。

今回は、藤江勝太郎氏と鈴木藤三郎氏の2名について作成をしていくわけですが、まず、この台湾で活躍されましたお2人について顕彰するというので作成をしていきますので、その他の方については、今のところ検討はしてございません。

三点目の東アジア文化都市の関係の杭迫柏樹氏の展覧会についてですが、こちらについては、まず場所については、文化会館小ホールを予定しております。日程につきましては、9月16日の土曜日から18日月曜日、敬老の日の祝日までの3日間を予定してご

議長
1番議員

ございます。以上でございます。

(吉 筋 恵 治 君) 1番、増田恭子君。

(増 田 恭 子 君) ありがとうございます。

まず一点目ですけれども、それこそ下水道工事が終了後にならないとということ、ご答弁をいただきました。8月から3月までということですが、これは事業の進捗状況によっては、来年度に繰り越すというようなことになる可能性もあるかどうかをまず教えてください。

二点目ですけれども、文化振興総務経費ですが、こちらの講演会の内容等につきまして、開催日時もよくわかりました。ありがとうございます。

三点目ですけれども、こちらのPR動画作成のところに、予算書にPR動画作成委託「等」というのがついていたと思うんですが、このPR動画の作成以外に、何かこの2名の方の顕彰をするような事業というようなことも、この予算の中には含まれているかどうかを教えてください。以上です。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

増田議員の再質問にお答えいたします。

事業の進捗状況によって、繰り越すことも考慮しているかというご質問だったかと思えます。議員ご承知のとおり、現場は通学路にもなっておりまして、道路を利用する方に少しでも迷惑をかけないという前提のもとに、今回の災害のような雨があって、現場が現状と全く変わってしまったとかということがない限りは、繰越は現時点では全く考えておりませんということでございます。以上です。

議長
社会教育
課長

(吉 筋 恵 治 君) 三澤社会教育課長。

(三 澤 由 紀 子 君) 社会教育課長です。

増田議員の再質問について、お答えします。

まず、PR動画作成業務委託料等ということでございますが、

提案の中では「等」という言葉で説明しておりますが、まずこの顕彰事業について説明させていただきます。

まず一点目として、先ほど申し上げました樺島彩波氏による講演会についてです。二点目としましては、この印刷製本費の中には、リーフレットの作成費用が含まれておりまして、講演会に併せて藤江勝太郎氏を紹介するリーフレットをお作りしまして、講演会含め、今後も活用していくというものです。それから三目として、森町の偉人PR動画の作成となっておりますので、こちらについても、講演会で使用するほか、その後Y o u T u b e等で配信しながら顕彰していければと考えております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川 岸 和 花 子 君) 川岸です。

9・10ページ、4款1項の予防費の新型コロナウイルスワクチンの件ですけれども、今、春接種が開始されて、多分8月ぐらいまでかかると思ったんですけれども、秋開始接種はいつ頃からというのが決まっているのかどうか。

そして、春開始接種の接種状況というか、現状がわかれば教えていただきたい。それとちょっと関連になってしまうんですが、先日もコロナで高校が学級閉鎖になったみたいなお話がありましたけれども、今現状で、コロナ発生の現状とかがもし教えていただければ、森町における現状がわかればお願いしたいと思います。

二点目が、13・14ページです。9款1項、災害対策費ということで、諸備品購入費ということで、どのような諸備品を購入されたか伺います。

三点目が、15・16ページ。先ほどの東アジア文化都市2023杭迫柏樹氏展覧会事業ということで、この事業は国家プロジェクトということで、静岡県が選ばれたというのも誇りに思います。また、中韓日とその共通の文化である書を通して、森町がそこで質の高い文化をアピールできるということで、本当に誇りに思っている

ところですが、この杭迫さんの展示を3日間行われるということで、ここに金額として高いのは運搬費とか設置委託料とかですけれども、どのようなことにかかるのかちょっと詳しくというか、どのようなことかわかればお願いしたい。

それと、その他の地域で、この静岡県でこの東アジア文化都市のこのようなプロジェクトというか、それに参加されているというような他市町の状況が、もし情報があればお願いします。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長 川岸議員の一点目のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の関係ですが、秋開始接種ですけれども、いつ頃から始まるのかということでございます。秋開始接種につきましては、9月から始まるという形になりますので、今のところ9月以降と考えております。これにつきましては、まだ国から詳細な説明がございませんので、4月の情報の時点での回答となります。

それから、春開始接種の状況でございます。集団接種につきましては、5月13日から開始をいたしまして、集団接種自体は6月17日で終了する予定でございます。合計10回の見込みとなります。個別接種につきましては、5月10日から開始をいたしまして、今、町内の方では、公立森町病院で週1回、西村医院で週3回を実施しております。6月11日時点での実績でございますけれども、全体で2,857人が接種をしております。そのうち65歳以上の方が、2,773人。64歳以下の方につきましては、84人となっております。それから5歳から11歳の小児につきましては、5人という形です。今後の見込みとしまして、65歳以上につきましては約3,600人ぐらいは受けるのではないかなと思っておりますが、高齢者の接種率としましては、58パーセントぐらいを見込んでおります。

それから、コロナワクチンの感染状況でございます。感染の状況につきましては、5月8日以降、全数把握がなくなりました。

把握につきましては、定点医療機関による把握となりますので、全数把握ができないような状況です。その中で毎週県から定点の患者の数ということで、県内どのぐらいの方がコロナにかかっているかということについて、発表されております。1週間ごとの発表になりますが、今週ですと、県内で500の方がコロナに罹患をしております。年代別に言いますと、かなり幅広い年代でコロナにかかっておりますが、多いところでは、10から14歳の方、それから40代、50代、70代の方が多くなっております。町の状況という形になりますと、数の把握ができておりませんので、森町の現状については、今のところ把握しておりません。県内の状況につきましては、以上となります。

議 長
防 災 監

(吉 筋 恵 治 君) 小澤防災課長。

(小 澤 幸 廣 君) 防災課長です。

川岸議員の二点目のご質問にお答えします。

13・14ページ、9款3項5目、災害対策費、0001防災対策経費の機械器具費、諸備品購入費の297千円の内容についてのご質問でございます。

これにつきましては、冠水センサー3か所分のセンサーと、通信装置の購入費でございます。この冠水センサーについて少しご説明いたしますと、この冠水センサーは、1か所当たりセンサー2台を冠水リスクのある箇所に設置をしまして、冠水注意と冠水警報の2段階で情報を検知いたします。その情報をあらかじめ登録したスマホやパソコン上に発信されるシステムとなっております。冠水センサーが水に浸かりますと、リアルタイムでウェブ上に警報を表示いたしまして、メールにより通報され、浸水リスクをいち早くキャッチすることができるというようなものでございます。以上です。

議 長
社 会 教 育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 三澤社会教育課長。

(三 澤 由 紀 子 君) 社会教育課長です。

川岸議員の三点目の質問にお答えいたします。

東アジア文化都市2023杭迫柏樹展覧会事業についてでございますが、まず展覧会の内容について、少し説明をさせていただきます。

今回の展覧会は、杭迫先生が中国の王羲之の手法を基礎として書を学ばれており、日中の文化交流にも力を注がれていることから、東アジア文化都市2023の関連事業として開催するものでございます。寄贈作品の中から中国と関係の深い作品を杭迫先生に選んでいただいで展示するほか、昨年6月にオープンいたしました京都府宇治市にございます日中文化学会館に杭迫先生の作品がたくさんございますので、そこからも借用し、展示いたします。また、杭迫先生がご自宅で保管されておられます中国の方の作品も、ぜひ皆さんに見ていただきたいとご提案いただきましたので、そちらも借用し、展示する予定でございます。そういったところから運搬費を計上させていただいているんですけども、それこそ借用の作品の運搬費として、650千円を計上しております。運搬については、杭迫先生の作品の表装や管理を行っております京都の表具店の方をお願いする予定で、見積もりをとらせていただいております。表具店を通して運送業者を手配していただきまして、展覧会に合わせて納入、返却を行うほか、この費用の中には期間中の保険料や、運搬の搬入・搬出に立ち会う方の人件費等も含まれております。

それから、展示会場設置委託料719千円についてです。こちらについては、2月の寄贈作品展は皆さんご覧いただいていると思いますけども、中央と会場の奥に展示するためのパネルが設置されていたのをご覧いただいたと思います。こちらにつきましては、作品を展示できるように、前回は静岡市の業者に委託しまして、この作業を行っていただいております。設置、撤去を含めたその費用が、719千円となっております。

それから、東アジア文化都市の他の市町の状況はということだったかと思いますが、全体としてはちょっと今資料は持ち合わせ

ておりませんが、県の実行委員会でホームページにいろいろな事業を掲載してございます。食文化であったり、スポーツイベントであったり、芸術であったり、それこそ県内の既存の事業も、こういった東アジア文化都市として発信しておりますので、そういったものが各市町で行われております。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 9・10ページのコロナワクチンの件ですけども、春開始接種のときよりも金額が少ないのは、その理由を教えてくださいたいのが一点。

先ほどの13・14ページの防災課の冠水センサーですが、その3か所というのはどこのことなのか。やはり要注意な場所だろうと想像するんですが、どこか教えてください。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

川岸議員の再質問にお答えいたします。

春開始接種につきましては、今年度1号補正で補正を上げさせていただいております。春開始接種につきましては、65歳以上の方と基礎疾患のある方、それから医療従事者等という形で対象になっておりますが、今回の秋開始接種につきましては、5歳以上の初回接種完了者となっておりますので、こちらの方が対象人数としては多くなります。ただ、接種の実績を今回鑑みまして、この金額とさせてもらっております。まず1号補正のときには、4回目接種というのが以前ありましたけども、4回目接種の接種者数を基礎として人数を計上させていただきました。それが大体7,000人ぐらいということで計上しておりますが、今回、4号補正につきましては、オミクロン株の対応ワクチンの接種者数を見まして、それが大体1万人ぐらいです。実績が1万人ぐらいでした。より実際の接種者数に近くなるように高齢者とそれ以外の方と分けまして、高齢者につきましては、1万人のうち6,000人と見込んでおりまして、その6,000人の8割。それ以外の64歳以下の方に

つきましては4,000人で、そのうちの接種率を5割と見込んでおります。そのために今回、接種の人数が少なくなって金額が下がったということになります。以上です。

議 長
防 災 監

(吉 筋 恵 治 君) 小澤防災課長。

(小 澤 幸 廣 君) 防災課長です。

川岸議員の再質問にお答えします。

冠水センサーの3か所とはどこかというご質問でございます。

今、防災課で検討しまして、過去におきます浸水や冠水した実績、また、昨年台風15号での通報箇所などを選定した結果、内水氾濫によって影響が大きかった天宮地区が1か所、また草ヶ谷地区のグループホームたんより付近、あと一宮地区の米倉・掛井地区の3か所に設置する予定となっております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎 君) 8番、中根でございます。

説明書の14ページになるかと思えます。文化振興費の0001の中の森町の偉人PR動画作成業務委託料1,848千円の内容についてです。先ほどお伺いをいたしました、PR動画自体は、藤江勝太郎氏と鈴木藤三郎氏のお2人の紹介といたしますか、そういう形で作るのかなという判断をしましたが、文化講演会の中でそれを見せたりということになるかと思えますが、その中でまたリーフレットを別に作るという形かなと思いましたが、またリーフレットの中にも鈴木藤三郎氏も入れて作るのか。それとも単独で1人ずつを紹介していくのか。

また、住民に周知をするためにといたしますか、紹介をするために今回、そういったものをお作りになるかと思えますので、ホームページ等以外に、城下の勝太郎邸にもそういったものを置いたりというようなこともお考えがあるのかどうか。その点についてお伺いをします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 三澤社会教育課長。

社会教育
課 長

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

中根議員の質問にお答えします。

まず、森町の偉人PR動画作成業務委託料ですが、このPR動画につきましても、藤江勝太郎氏と鈴木藤三郎氏、別々に作る予定でございます。

それからリーフレットも、今回、藤江勝太郎氏の分をお作りしますが、鈴木藤三郎氏のものは現在ございますので、それと追加して藤江氏のものを作ることになっております。

あと周知の方法でございますが、もちろん講演会が終わった後、先ほども申し上げましたが、動画については、Y o u T u b e 等で配信し、また、広報もりまち等でもお知らせしていけるかなと思っております。

あと藤江勝太郎家の方が整備できましたら、もちろんそこで紹介、顕彰していくものとして、動画やリーフレットを使用していきたいと考えております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 今も出ました、この東アジア文化都市2023についてです。

3月議会の常任委員会の中でもちよっと話題に触れさせていただいて、そのときに県からの補助金が補助率2分の1で上限が500万ということで、そのときはお聞きしてましたけれども、今現在、今回補正が上がっているのを含めて、まず上限がいくらで、それに対してどれだけ充当できたか。あと残りがいくらあるかというのが、もしわかりましたら。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 三澤社会教育課長。

社会教育

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

課 長

岡戸議員の質問にお答えいたします。

まず、岡戸議員おっしゃったとおり、今回の東アジア文化都市の補助金についてですが、県から示されておりますのは、県内各

市町一律で、市町が行う事業と市町が参画する実行委員会が行う事業を合わせて500万円が限度額ということで示されております。

今回の補正では、市町が行う事業として、杭迫柏樹展覧会の分と、電動アシスト自転車試乗イベント分の補助金を計上しております。これは既存の事業も該当になるということでしたので、当初予算に計上しておりますこのイベントについて、一緒に申請をする予定としております。予算には1,789千円ということで計上させていただいております。それこそ500万円までにはまだ余裕がございますので、なかなか町主催のイベントいというものが少ないわけでありまして、あと実行委員会で開催する事業ということで、産業祭で申請することができるのではないかとということで、今検討しております。以上です。

議長
6番議員

(吉筋恵治君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) そういうことであれば、質問という形でちょっと提案させていただきたいと思っておりますけれども、杭迫先生の書道は、展示、見ていただくということで、そこから書道の素晴らしさ、もちろん杭迫先生の素晴らしさというのを、広く一般の方に見て楽しんでいただきたいというところで、非常にいいことだと思っております。

その中で、これから森町も書道ということをもっとより文化的にPR、内外に示していきたいということであれば、例えば非常に大きな体育館とかそういうところで、豊何豊もあるようなところで、大筆というんですか、大きい筆を使って文字を描くといったこともよくご存知かと思うんですけれども、そういったことをイベントとして体験するのか、将来継続的にやっていくかというのは、またあると思うんですけれども、そういったことも非常に面白い試みかなと思っております。

体験ということでいいますと、アクティがもちろん体験の拠点となっておりますので、そういったところで体験できる。なかなか家庭、自分の家でそんな大きい文字を部屋に広げて書くというの

はなかなかできないと思うので、そういった場を森町の中で提供する。イベントとしてやるなら、例えばどこかの体育館で単体でやるのも良いでしょうけれども、もし継続してそういうものを作っていくということであれば、アクティなどで進められたら面白いかなと。より書道というものが身近に感じられるし、ちょっとそのようなことを思ったんですけれども、社会教育課なのか、産業課さんなのかあれですけど、もし答えられるようであればお願いしたいと思います。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 岡戸議員からの東アジア文化都市に関連する体験イベントということで、ご提案をいただきました。

今回、9月に実施をする事業について、補正予算をお願いをさせていただいております。言うまでもなく、事業立案して予算をお認めいただいて、実施に移っていくというプロセスがございますので、そういった日程を考えると、なかなか先ほど社会教育課長から説明がありましたように、町が実施主体、あるいは町が加わる実行委員会が実施するものということが補助の対象でございますので、そういうことを考えますと、これから新たなイベントを立案して、それが継続的に行うかどうかは別としましても、東アジア文化都市という今年度の事業に対してどこまで対応できるかということについては、正直なところ非常に厳しいというように感じております。しかしながら、せっかくのご提案でありますので、そういったことも可能かどうか、今後の検討課題とさせていただきます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

12番、亀澤進君。

12番議員

(亀 澤 進 君) 9・10ページの衛生費、これ0002で先ほど健康管理システムの更新業務を行う、新たな別の事業者への更新ということでしたけど、その下のコロナワクチン接種の関係で、委託料で健康管理システム改修委託料というのがあるわけですね

ど、これはこのコロナに関しての健康管理システム改修は、もう新しい事業者へ更新したシステムでの改修なのではないでしょうか。たくさんの方のデータ量があるということで、時間をかけてやって、並行して年度内に更新するという、新しい事業者に更新するということであると、今後もしもこうした健康管理システムの改修ができてくるときに、両方のシステムをダブって改修していくようになってしまうのではないのかなと、ふと思ったんですが、そこについて説明をお願いします。

議長 (吉筋恵治君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子君) 健康こども課長です。

課長 亀澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回のコロナの関係で、健康管理システムの改修をさせていただきます内容でございます。

今回、通算7回目という形になりますので、7回目の追加接種に係る画面の変更でありますとか、7回目接種の対象者の抽出機能の改修であるとかというところが必要となりますので、今回計上をさせていただいております。

0002との関係性でございますが、まず0002の健康管理システム更新業務委託料につきましては、今年度中に更新をしていくという形になります。スケジューリング感としましては、7月ぐらいからサーバーの環境の準備をいたしまして、8月ぐらいにシステム設定の要件の内容の確認であるとか、移行データの確認等があります。実際に稼働するのが、来年の4月以降という形で今のところ見込んでおりますので、移行作業中に改修が必要となったときにどうなるのかということだと思っておりますけれども、その辺りにつきましては、移行の業者と今の既存の業者との具体的な話し合いをしまして、どのような改修がいいのかということについて、検討していく必要があるかなと思っております。

ただ、コロナのワクチンにつきましては、今後、このような集団接種であるとかという形での接種ではなくなる予定で今のとこ

ろおります。まだ国から示されておりませんが、来年度以降につきましては、インフルエンザと同様な形での接種となる可能性が高いというところで、今後、改修が必要となる可能性としては低いのかなと思っております。以上です。

議 長
12番議員

(吉 筋 恵 治 君) 12番、亀澤進君。

(亀 澤 進 君) そうしますと、この33,000千円というのは、今後、コロナに関わらず、例えば健康管理システムの改修業務が必要になった場合に、それは見込んでいるという考えでよろしいんですかね。システム改修が必要になった場合は、今までの既設の事業者で今年度中は改修をしていくと。そこに対応しながら、新しい事業者は更新をしていくという考えでよろしいですかね。それが33,000千円という解釈でよろしいでしょうか。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝 比 奈 礼 子 君) 健康こども課長です。

亀澤議員の再質問にお答えします。

今、亀澤議員がおっしゃったとおりでございます。今、既存のものにつきましては、その時点での改修という形で対応しておりますけども、33,000千円につきましては、新しい会社に移行する更新のシステムの改修のお金となっておりますので、その分を見込んでおります。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発 言 する 者 な し)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第7、議案第51号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発 言 する 者 な し)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第8、議案第52号「静岡県市町総合事務組合を組織する地

議 長

方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第9、議案第53号「浜松市と森町との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約の廃止について」から日程第12、議案第56号「湖西市と森町との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約の廃止について」まで議案4件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員

(中 根 幸 男 君) 今回の規約の廃止は、提案説明にありましたように、マイナンバーカードの普及によって、コンビニ交付が増加したということで、言い換えれば一定の役割が終わったと解釈をいたしております。

そこで、参考までにどのくらいの実績がこれまでであったのかという点について、少しお伺いしたいと思います。

議 長
住 民 生 活
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 鈴木住民生活課長。

(鈴 木 知 寿 君) ただ今の中根幸男議員からのご質問にお答えをいたします。

実績ということでのご質問かと思えます。

こちらにつきましては、平成25年度から令和4年度までの10年間の実績ということで、報告をさせていただきたいと思えます。

森町民がここに書いてあります他市で、浜松、磐田、袋井、それから湖西市の役所、あるいは支所等で取得した件数ということですが、平成25年度が562件ありました。最新の数字ですけれども、令和4年度が331件ということで、この10年間で約4割、231件の減少をしております。

内訳につきましては、戸籍の謄本抄本が、455件から285件で17

0件のマイナス。それから、住民票が72件から38件で34件のマイナス。印鑑証明書が35件から8件ということで、マイナスの27件という実績になっております。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第13、議案第57号「建設工事変更請負契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西 田 彰 君) 去年の6月も、このような変更契約締結が出ました。今回、またこのような案件が出ましたが、こういった工事においては、どうしても避けられないものなのかどうか。その辺をまずお聞きします。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 鈴木上下水道課長。

上下水道

(鈴 木 孝 佳 君) 上下水道課長です。

課 長

西田議員のご質問につきましてですけれども、このような工事について、このような契約変更が避けられないかということについてです。

工事の進捗によりまして、どうしてもやっぱり変更というのが発生してしまうことがございます。それにつきましては、ある程度工事が進捗をしまして、金額が確定しないと、議会への変更契約の提出ができないものですから、やむを得ずこういう形で今回も提出をさせていただいております。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西 田 彰 君) 去年の事案は、8月で工事は倉見建設さんが終わったと。今回の契約は9月であったわけです。そういった中で同じ第5工区、また、そういった地形のところでは工事が行われている中で、こういった状況になるということが、業者さん

もある程度は把握しておられたと思うのですが、その辺の地形とか地質などの資料とかそういうものは、業者さん、もしくは行政側も持っているのかいないのか。そういうものが活かされないというのは、どうもどうしてなのかなと思うんですが、どうでしょう。

議長
上下水道
課長

(吉 筋 恵 治 君) 鈴木上下水道課長。

(鈴 木 孝 佳 君) 上下水道課長です。

西田議員の再質問について、お答えをします。

今回の契約変更ですけれども、提案理由でも申しあげましたとおり、試験掘削の結果、推進機械を設置するための発進立坑付近に掘削地盤の露出に岩盤層が確認されたため、その後、詳細なボーリング調査を行い、施工機種の変更及び機械の再手配等が必要になったため、今回、追加計上となりまして契約の増額となるものであります。

第4期の事業計画の実施にあたりまして、令和元年度に事業計画区域の6地点について、事前に地質調査を行いまして、今回の該当工事箇所につきましても、ある程度岩盤層があるということは確認をしております。当初、今回の工事に当たりまして、当初工事の設計に際しては、それに対応する機種を選定しておりましたが、工事の着手前に、より詳細な発進立坑付近のボーリング調査を行いまして、当初この地盤調査、地質調査以上により深い位置に岩盤層が確認されたため、工種の変更等を必要となりましたので、改めて予算の契約の変更させていただくものでございます。以上です。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

下水工事とは違いますけれども、建設課の工事の中におきましても、当然、土質の違いというのは多々出てございます。それはやはり実際に構造物、実際に管を通すところ、ここの土質は掘ってみないとわからないというのは、どうしてもある部分であるか

など認識しております。

ただ、今、上下水道課長が申しましたが、地質調査をやっておりますけれども、実際に下水の管を通すうえで、地質調査をやっているわけではございませんで、少し離れた場所でやっております。土質というのは、1メートル、2メートルずれただけで全然地質の層が変わってくるということがあるものですから、本当に実際に掘って目で確かめるというのが非常に重要になってくるということでございます。

前回と今回の下水の工事の違いは、前は開削でございましたが、今回は推進ということで、今、上下水道課長が答弁したように、まず立坑部分のところの試験掘削をしたといったときに、路面下約80センチぐらいのところから、もう既に硬い岩盤層が出てきたということで、それを職員が業者と一緒に確認して、そのうえでボーリング調査をやったということでございます。そのうえで、この岩盤層であっても推進機械が、管を押せる機械を選定しなきゃいかんということで、その立坑築造にかかる機械の選定と変更になったということで、このような時期になっているということでございます。以上です。

議 長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 今後、城下へ入っていくと思うんですけども、そちらの地質、地盤はどうでしょう。大丈夫ですか。

議 長
上下水道
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 鈴木上下水道課長。

(鈴 木 孝 佳 君) 上下水道課長です。

西田議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、事業計画変更にあたりまして地質調査を行っておりますが、城下地区においては、今のところ岩盤層については確認をされておられません。以上です。

議 長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) この第5工区の問題につきましては、私

も昨年来のことでよく覚えておりますけれども、やはり地面の中の状況だもんですから、いちいちボーリング等調査しないと詳細はわからない。これはもうごく当たり前のことだと思います。そして、これらの手順を尽くすことによって、こういったものが発見できて、それに伴うべき機材等が必要になることについては、仕方がないかなと思います。

しかしながら、去年はコロナ禍とかウクライナの情勢等によって、機材の都合がなかなかつかずに工期等が遅れたという事実がございましたが、今回については、そういったこともやはりあるのかどうか。その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

議 長
上下水道
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 鈴木上下水道課長。

(鈴 木 孝 佳 君) 上下水道課長です。

佐藤議員のご質問についてお答えをいたします。

本年3月の議会において、工期の延長をお認めいただきました。その際は令和4年9月の台風15号の影響によりまして、工期延長ということで繰越明許のご承認をいただきました。その際、実際に岩盤等が確認されておりましたので、改めて工種の変更指示をいたしまして、岩盤掘削に対応する工種の変更と機械の手配ということで、今回の契約変更ということになりました。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

ここで、しばらく休憩します。

(午前11時59分 ～ 午後 1時00分 休憩)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14、「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条第2項の規定により、町議会議員区分から4人を選出することになっております。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち、2人の欠員が生じたため、その補充のため候補者を募ったところ、候補者が3人となり選出すべき定数を越えたため、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、全ての町議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、森町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りします。

選挙結果については、森町議会会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(吉筋恵治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、森町議会会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

(吉筋恵治君) ただ今の出席議員数は、11人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に加藤久幸君、中根信一郎君及び中根幸男君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

(吉筋恵治君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

議 長

(な し)

(吉 筋 恵 治 君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投 票 箱 の 点 検)

(吉 筋 恵 治 君) 「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(内 藤 豊 久 君) ただ今から点呼しますので、順番に投票願います。

(点 呼)

(投 票)

(吉 筋 恵 治 君) 投票漏れは、ありませんか。

(な し)

(吉 筋 恵 治 君) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

加藤久幸君、中根信一郎君、中根幸男君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

(吉 筋 恵 治 君) 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち、谷正君8票、山田厚司君0票、吉川清里君3票、以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

(議 場 を 開 く)

(吉 筋 恵 治 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月22日午前9時30分、本会議を開会し、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

|
(午後 1時12分 散会)